

## 指名競争入札の業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は，上下水道局が発注する工事または製造の請負および委託（以下「工事等」という。）の競争入札参加者に必要な資格，格付，指名等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査の方法)

第2条 工事等の契約を希望する業者は，別に定める要領により入札参加資格審査申請書（以下「入札参加願」という。）を管理者が定める期日までに管理者に提出しなければならない。ただし，管理者が期日後においても特に必要があると認めた場合は，入札参加願を受理することができる。

2 前項の規定に基づいて提出された入札参加願については，客観的にその内容を審査するとともに，工事の請負契約を希望する業者（以下「建設業者」という。）にあつては，建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23に定める経営に関する事項の審査の項目に従って審査を行うものとする。

3 建設業者で，法第27条の23の規定に基づく経営に関する事項について都道府県知事の審査を受けていないものは，入札参加願を提出することができない。

(建設業者の格付)

第3条 建設業者の格付は，前条第2項の規定に基づく審査により計算した総合数値に基づき別表に定めるところにより格付し，入札参加者審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て定める。

2 前項の格付は原則として市内業者（本店を市内に有する者をいう。）について行うものとし，準市内業者（本店を市外に，営業所を市内に有する者をいう。），市外業者（本店または営業所を市内に有しない者をいう。）については必要に応じて行うものとする。

(格付けの調整)

第4条 入札参加願を提出した建設業者が次の各号の一に該当する場合は、管理者は、等級の格付けを調整することができる。

(1) 新規に入札参加願を提出した建設業者は、最下位の等級を除き、算定された総合点数に基づく等級より1等級下位の等級に格付する。

(2) 昇格（従前に格付されていた等級より上位の等級に格付する場合）は、2年間連続して上位の等級に相応する総合点数が算定された場合に1等級上位の等級に格付する。

(3) 前年度の等級に比較して2等級以上上位の総合点数が算定された場合であっても1等級のみ昇格する。

(4) 降格（従前に格付されていた等級より下位の等級に格付する場合）は、2年間連続して下位の等級に相応する総合点数が算定された場合において、前年度の等級に比較して1等級以上下位の総合点数が算定されたときは、当該等級下位の等級に格付する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(指名の公正)

第5条 指名競争入札の指名に当たっては、一部の業者に偏重することなく、中小企業の保護・育成に留意し、特に不公平とならないよう適格業者のうちから公正に指名するものとする。

(指名の方法)

第6条 指名競争入札の指名に当たっては、入札参加願を受理した業者のうちから選定するものし、特別の理由がある場合を除き、次の順位により指名するものとする。

(1) 市内業者

(2) 準市内業者

(3) 市外業者

2 前項の規定により建設業者を指名するときは、別表に定める工事設計金額に基づいて、同表に定める等級区分によって当該等級

に格付された業者のうちから選定するものとする。

(選定の基準)

第7条 前条の規定により入札参加者を選定する場合、次の各号に掲げる事項を審査して選定するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 過去の工事等の成績
- (4) 地理的条件および既成工事等との関連
- (5) 技術的適正および機械設備の状況
- (6) 指名時における上下水道局発注工事等に係る当該年度の指名件数および手持工事等の状況

2 前項第6号において、既に同規模以上の工事等について、上下水道局と請負契約を締結している業者であって、その工事等の進捗状況が50パーセント未満であるものは、指名することができない。ただし、新規工事等の受注能力があると認められる業者は、この限りでない。

(選定の特例)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、前2条の規定にかかわらず適正な業者を選定することができる。

- (1) 特殊な機械および技術を必要とする工事等である場合
- (2) 災害時における応急復旧工事等である場合
- (3) 試験のため施行する工事等である場合
- (4) 市域外で施行する工事等である場合
- (5) 過去に優良な施工成績をおさめた工事等と密接な関連のある工事等または継続して施行する工事等である場合
- (6) 前年度において上下水道局との間に工事等と同規模以上の施行実績のある業者である場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会において特に必要と認められた業者である場合

(指名定数)

第9条 指名競争入札における指名業者の数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 建築・土木・水道施設工事の入札

設計金額	5百万円未満のもの	6業者以上
	5千万円未満のもの	8業者以上
	5億円未満のもの	10業者以上
	5億円以上のもの	12業者以上

(2) 建築・土木・水道施設工事以外の入札にあつては、設計金額に関係なく6業者以上とする。ただし、指名可能な業者数が6業者に満たない場合は、この限りでない。

(指名停止)

第10条 入札参加者の指名停止について必要な事項は、別に定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、昭和57年5月13日から実施する。

付 則

この要綱は、平成6年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。